

株式交換に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 8 月 1 日

株式会社カネカ  
セメダイン株式会社

2022年8月1日

大阪市北区中之島二丁目3番18号  
株式会社カネカ  
代表取締役社長 田中 稔

東京都品川区大崎一丁目11番2号  
ゲートシティ大崎イーストタワー  
セメダイン株式会社  
代表取締役社長 天知 秀介

### 株式交換に関する事後開示事項

株式会社カネカ（以下「カネカ」といいます。）及びセメダイン株式会社（以下「セメダイン」といいます。）は、2022年5月12日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年8月1日を効力発生日として、カネカを株式交換完全親会社、セメダインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年8月1日

#### 2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

##### （1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったセメダインの株主はいませんでした。

##### （2）会社法第785条の規定による手続の経過

セメダインは、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 7 月 8 日付で、本株式交換をする旨並びに本株式交換完全親会社であるカネカの商号、住所及び買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求を行ったセメダインの株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

カネカは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

カネカは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 5 月 24 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるセメダインの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、カネカは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりカネカに移転したセメダインの株式の数は、本株式交換によりカ

ネカがセメダインの発行済株式の全部（ただし、カネカが所有するセメダイン株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のセメダインの発行済株式総数からカネカが保有するセメダインの株式の数を除外した6,915,835株です。なお、上記発行済株式総数は、後記5.（4）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- （1）カネカは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をカネカに通知したカネカの株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はいませんでした。
- （2）セメダインは、会社法第783条第1項の規定により、2022年6月15日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- （3）セメダインの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において2022年7月28日付で上場廃止となりました。
- （4）セメダインは、2022年7月8日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において所有していた自己株式32,465株の全てを消却いたしました。
- （5）カネカは、本株式交換により、基準時のセメダインの株主（ただし、カネカを除きます。）に対して、その所有するセメダインの普通株式1株につきカネカの普通株式0.282株の割合をもって、カネカの普通株式を割当交付いたしました。なお、カネカが割当交付したカネカの普通株式の合計は1,950,265株であり、その全てをカネカが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。

6. 本株式交換に伴い増加した、カネカの資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| ① 資本金   | : 0円                      |
| ② 資本準備金 | : 会社計算規則第39条に従いカネカが別途定める額 |
| ③ 利益準備金 | : 0円                      |

以上